

1 中華人民共和国商標法（2026年改正）

2 国務院による対外投資の関連規定

1. 中華人民共和国商標法（2026年改正）

全国人民代表大会常務委員会は2026年6月26日に、『中華人民共和国商標法（2026年改正）』（以下、「新法」という）を公布し、2027年1月1日に施行とした。今回の改正は、これまでの個別の条項に対する調整にとどまらず、商標の登録、使用の秩序、権利保護、権利確定手続きなどを中心とする体系的な更新と改善が図られたものである。主な内容は以下のとおりである。

(1) 商標登録の条件

新法の第14条及び第18条によると、「動態マーク」は商標として登録することができるが、商品自体の性質のみから生じた、技術的效果を得るために必要な、または商品に実質的な価値を持たせる色の組み合わせ、音声、動態効果などは商標として登録されない旨が明記された。

商標登録を申請できるマークの種類に「動態マーク」が追加され、文字、図形、アルファベット、数字、立体マーク、色の組み合わせ、音など、従来の商標形態も引き続き維持されている。したがって、企業はデジタル製品の起動画面、ブランドのアニメーションロゴ、ショート動画のオープニングなどの場面において、安定した認知効果をもたらすアニメーション表現を実現するための、より明確な制度上の保護を受けることとなる。

新法の第19条によると、使用を目的とせず、明らかに正常な生産経営のニーズを超えて商標登録を出願する場合、登録を認めない。現行の商標法では、「使用を目的としない悪意のある商標登録出願」は拒絶されるべきであると定められている。

つまり、審査の重点は、出願が「悪意」であるかどうかの主観に関わる判断から、出願人の経営範囲、出願件数、商標の種類、出願頻度などを総合的に考慮し、その登録出願が正常な事業運営に必要なものかどうかを客観的に判断する方向へと移行したといえる。

新法の第21条では、同一又は類似でない商品において他人が登録した驰名商标の先取り登録を禁止することを、登録の有無を区別せずに先取り登録を禁止することへと拡大した。

実務上、悪意のある先取り登録者は、権利者がまだ登録していない、類似しない商品区分において、驰名商标を「先取り登録」することが多く、現行の商標法における「未登録の驰名商标は同

類の商品に限定して保護される」という規定を利用して利益を得ている。新法による驰名商标の保護強化は、悪意のある先取り登録者の行為を効果的に抑制することになっている。

(2) 権利確定手続き

新法の第36条によると、商標の異議申立期間が3か月から2か月に短縮された。

異議申立期間を短縮することで、商標登録審査審理手続きを加速させることができるが、企業にとっては商標公告の監視体制を構築することが極めて重要となる。特に、中核となるブランド、商号、製品シリーズの名称、主要な英語ロゴおよび図形ロゴについては、頻繁に確認を行い、異議を申し立てるべきかどうかを速やかに評価する必要がある。異議申立期間を逃したからといって、権利救済の機会が完全に失われるわけではないが、その後の無効宣告や訴訟などの手続きにかかるコストがより高くなる傾向にある。

新法の第41条によると、商標登録に関する審査審理手続において、先使用权の確認が他の審査中案件の結果を根拠としなければならない場合、一般的には審査審理を中止しなければならないことを明確にした。

要するに、特定の審査審理案件について、審査審理をするための重要な前提が未確定の段階で急いで結論を出す必要はないという発想に基づく。先行案件の結果が明確になってから審査審理を行うことは、審査結果の安定性を高めるのに役立つだけでなく、当事者の手続き上の負担を軽減することにもつながる。

新法の第26条及び第40条では、商標登録出願などの関連書類の電磁的形式を書面形式とみなすことを明確にした。出願人は商標登録と再審請求を取下げることができ、商標登録人はその登録商標の取消しを請求することができる。

例えば、企業が出願情報に誤りがあることに気付いた場合、ブランド戦略の調整を行った場合、先願権との抵触がある場合、あるいは協議を通じて紛争を解決しようとする場合など、出願の状況をより秩序立てて処理することが可能になる。また、電子出願の規則が明確化されることで、商標業務のオンライン化・ペーパーレス化という潮流にもより適合したものとなる。

(3) 商標の使用

新法の第2条では、インターネット上の使用が商標の使用とみなされる旨が明確に組み込まれている。ウェブページ上の展示、検索結果ページ、アプリのインターフェース、ライブコマースのページ、ショート動画アカウントのトップページ、プラットフォーム上の店舗トップページなど、デジタル時代における新たな商業場面は、商品やサービスの出所を識別するために使用される限り、商標法上の「使用」に該当する可能性が高いといえる。

新法の第56条、第57条などでは、登録商標の使用における誤解を招く行為、不適切な使用などの状況において、商標管理当局に職権による取消権を付与している。従来、多くの不使用の商標については、主に利害関係者やあらゆる団体・個人による不使用取消申立に依存していたが、今回の改正により、商標管理当局が登録秩序および使用秩序を職権で維持する機能が強化された。

(全国人民代表大会常務委員会2026年6月26日公布、2027年1月1日施行)

2. 国務院による対外投資の関連規定

国務院は2026年5月5日に、『国務院による対外投資の関連規定』(以下、「本規定」という)を公布し、2026年7月1日に施行とした。

本規定は全34条から構成され、中国の対外投資分野における初の行政法規として、規制対象の拡大、安全審査制度の確立、技術・サービス・人材およびデータの越境流動に関するコンプライアンス枠組みの構築などの制度設計を通じて、中国の対外投資規制システムの体系的な統合と高度化を推進するものである。

主な内容としては、まず、本規定では規制対象の範囲が拡大され、個人の海外投資が正式に規制対象に含まれることになっている。

本規定の第2条によると、投資者には、中国国内の企業、その他の組織および個人居住者が含まれる。

関連の実施規則はまだ公布されていないが、今後、個人が統一的管理体制の対象となる可能性があり、個人の海外投資行為に対する規制要件がより明確になる見込みである。例えば、国家外

為管理局の『国内居住者による特別目的会社を通じた海外投資・融資およびリターン投資に関する外為管理上の問題についての通知』に基づく登録を行っていない海外株式保有スキームや、個人名義で輸出制限対象技術を海外へ移転するなどの違反投資行為については、法的責任を問われるほか、規制当局による厳しい取り締まりの対象となる可能性がある。

次に、本規定では、技術およびデータの越境流通に関するコンプライアンスについても明確にしており、輸出管理規則を対外投資審査に組み入れることを求めている。

本規定の第13条によると、投資者が対外投資活動を行う際、中国が輸出を禁止する貨物、技術、サービスおよび関連データを輸出・使用してはならず、また、国が輸出を制限する貨物、技術、サービスおよび関連データを許可なく輸出・使用してはならない。技術者の越境派遣、他国(地域)への人員派遣、越境技術指導、越境研修の手配等の方法により、国家が輸出を禁止する貨物、技術、サービス及び関連データを他国(地域)へ移転してはならず、また、国家が輸出を制限する貨物、技術、サービス及び関連データを許可なく他国へ移転してはならない。

さらに、本規定では、海外投資の安全審査制度が新たに設けられた。

本規定の第15条によると、中国は海外投資の安全審査制度を確立し、国家安全に影響を及ぼす、あるいは及ぼすおそれのある海外投資については、国務院の投資主管部門および商務主管部門が関係部門と共同で審査を行う。該当条項は、海外投資だけでなく、その後の関連資産や権利・利益などの譲渡・処分も審査の対象に含めるものである。

(国務院2026年5月5日公布、2026年7月1日施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。